

地域公共交通活性化協議会の概要

地域公共交通とは、「地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関」と定義されています（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 第2条）。

同法に基づく基本方針では、地域のニーズは多種多様であることから、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通の在り方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を進めることが重要とされています。

そこで、土浦市地域公共交通活性化協議会は、本市の公共交通に関する様々な現状・課題について多角的に対応することを目的として、平成20年8月に設立されました。

本協議会は交通事業者、利用者、学識経験者、行政等から構成されており、公共交通の運行内容に関する協議や、まちづくりと連携した公共交通ネットワークを構築するための公共交通マスタープラン（土浦市地域公共交通計画）の策定及び、同計画に位置付けた施策の実施・進捗管理をしています。

公共交通マスタープランの変遷と主な実施事業

旧計画（H22～） 地域公共交通総合連携計画	旧計画（H29～） 地域公共交通網形成計画	現計画（R4～） 地域公共交通計画
・バスモニター評価制度の実施（H22～） ・公共交通案内ホームページ、公共交通ガイドブックの作成（H22～） ・新治地区へのコミュニティ交通の導入（H23.10月～H26.3） ・「コミュニティ交通導入の手引き」の作成 など	・公共交通マイ時刻表作成サービスの実施（H29～） ・バスの乗り方教室の実施（H29～） ・コミュニティ交通「つちまるバス（荒川沖駅～霞ヶ浦医療センター線）」の導入（R3.10～） ・地域公共交通計画の策定 など	旧計画から継続している事業を引続き実施しつつ、 ・公共交通利便促進 ・交通弱者等への移動支援 ・MaaSの普及促進 ・公共交通ネットワーク再編 ・市内の交通資源の活用 などについて、新施策として実施または調査研究を行っています。
・つちまるバス（中村南・西根南地区経由）R3.10.20 運行開始 ・つちまるバス（右舩地区経由）R4.10.29 運行開始 ・新規コミュニティ交通導入準備中（乙戸南周辺地区、並木・板谷地区）  特に公共交通不便地域を解消するためのコミュニティ交通の導入・維持については、最優先で取り組んでいます。		

土浦市地域公共交通活性化協議会規約

(設置目的)

第1条 土浦市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を土浦市役所（土浦市大和町9番1号）内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関すること。
- (2) 交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (4) 生活交通確保のための事業に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 鉄道事業者
- (5) 茨城県知事の指名する者
- (6) 茨城県土浦警察署長又はその指名する者
- (7) 住民又は利用者の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) 市長又はその指名する者
- (10) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

- 2 役員は、総会において委員の互選によりこれを選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の事務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、会計の状況を監査し、これを会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明等を求めることができる。
- 5 第4条第1項第4号、第5号、第8号又は第9号に掲げる者として委嘱し、又は任命された委員（会長及び副会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 関係者は、協議会で協議が調った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項及び運賃・料金等について専門的な調査検討及び事業の実施等を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に付議される事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、土浦市都市政策部都市計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 4 事務局長は土浦市都市政策部都市計画課長を、事務局員は同課の職員をもって充てる。
- 5 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 6 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、土浦市において定められている文書の取扱いの例による。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公印の取扱い)

第13条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印については、事務局において管理する。

(費用の弁償)

第14条 会議に出席した委員及び第7条第4項の規定により会議に出席した者は、当該会議への出席に係る費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

2 前項の費用の弁償の額及び支給方法等は、土浦市特別職の職にある者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年土浦市条例第14号）に準ずる。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規約は、平成20年8月26日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第4項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成22年3月31日までとする。

付 則

- 1 この規約は、平成24年10月19日から施行する。
- 2 平成24年10月19日付で委嘱された委員の任期については、第5条第4項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

付 則

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成27年9月24日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、令和6年1月16日から施行する。

別表（第13条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)
土浦市地域公共交通活性化協議会会長之印	土浦市地域 公共交通 活性化協議 会 長 之 印	てん書	21×21